

7 就労

7 就労

相談窓口

公共職業安定所(ハローワーク)

就職を希望する障害者の方に、障害について専門的な知識を持つ担当者が、仕事に関する情報を提供したり、就職に関する相談に応じるなど、専門的な支援を行っています。

- 相談日 利用時間：平日 8 時 30 分～17 時 15 分
定休日：土曜、日曜、祝日、年末年始
各種専門サポーター(手話通訳、精神障害者トータルサポーター等)についても、下記の問い合わせ先に確認してください。
- 問い合わせ 大宮公共職業安定所(ハローワーク大宮) さいたま市大宮区大成町 1-525
☎048(667)8609 FAX048(651)0331

上尾市障害者就労支援センター

障害者の就労機会を広げたり、安心して働き続けたりできるよう、働くこと全般について支援を行い、企業との橋渡しを行います。

- 相談日 月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く) 10:00～12:00、13:00～18:00
利用方法 予約制。面接後、希望を確認のうえ、福祉事業所等での訓練、就職活動、職場実習等の調整・支援を行います。
- 問い合わせ 上尾市障害者就労支援センター 上尾市柏座 1 丁目 1 番 15 プラザ館 5 階
☎048(767)8991 FAX048(767)8995

埼玉障害者職業センター

障害者職業センターは、障害者の雇用の促進と職業の安定のために、地域の公共職業安定所(ハローワーク)等と連携して、次の業務を行っています。

障害のある方には

就職に関する相談、職場に定着するための援助、就職又は復職準備のための支援

事業主の方には

障害のある方の雇い入れ、雇い入れ後の合理的配慮の提供等雇用管理、休職中の方の職場復帰に関する支援

関係機関の方には

効果的な支援方法等職業リハビリテーションに関する助言、援助。

- 問い合わせ 埼玉障害者職業センター さいたま市桜区下大久保 136-1
☎048(854)3222 FAX048(854)3260

7 就労

発達障害者就労支援センター

就労を希望する発達障害者に対して、就労相談から就業能力評価、就労訓練、就職活動支援、職場定着支援までをワンストップで提供します。オフィス環境での実践的な就労訓練を通じて、特性に対する自己理解と仕事への対応力を高め、一人一人に合った就労につなげます。

利用対象者 医師の診断や障害手帳の有無に係わらず、発達障害の特性を持ちその自覚のある方で、企業等への一般就労(障害者雇用枠での就労を含む)を希望している人。

利用方法 利用を希望するセンターに事前に電話して、予約を取ってください。

	所在地・電話番号
ジョブセンター川口	川口市西川口1-6-3 西川口ビル5階B号室 ☎048(299)2070 http://www.welbe.co.jp/kawaguchi
ジョブセンター草加	草加市氷川町2101-1 シーバイオビル3階 ☎048(929)7600 https://www.welbe.co.jp/soka
ジョブセンター川越	川越市脇田町15-21 ジョージビルワキタ1階 ☎049(299)4927 https://www.welbe.co.jp/kawagoe
ジョブセンター熊谷	熊谷市桜木町1-137 サンライズ桜木・堀口第二ビル4階、5階 ☎048-501-8917 http://job-kumagaya.roukyou.gr.jp

就労のための訓練等

就労訓練等

・就労選択支援

就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します。

・就労移行支援

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。

・就労継続支援(A=雇用型、B=非雇用型)

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

問い合わせ 障害福祉課(市役所2階) ☎048(775)5122 FAX048(776)8872

障害者職業能力開発校

障害者が就職・自立できるようその能力に適した職業訓練を行っています。
寄宿舍もあります。(入所者の食事等は自己負担です。)

7 就労

・国立職業リハビリテーションセンター

国立職業リハビリテーションセンターは、障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく「中央広域障害者職業センター」と職業能力開発促進法に基づく「中央障害者職業能力開発校」の2つの側面をもっています。厚生労働省により昭和54年に設置され、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が運営しています。隣接する国立障害者リハビリテーションセンターとの協力のもとに、障害のある方々の自立に必要な職業訓練や職業指導などを体系的に提供する、我が国における職業リハビリテーションの先駆的实践機関です。職業に就くために必要な知識・技能の訓練を企業ニーズや障害のある方の障害状況等に合わせ行います。

訓練科は10科あります。各訓練科の中に具体的な訓練職種である訓練コース(17コース)を設定しています。訓練期間は、原則として1年間です。

なお、就職が内定するなど、訓練の目的が達成されれば受講期間の途中で早期に終了することができます。

問い合わせ 国立職業リハビリテーションセンター 所沢市並木4-2

☎04(2995)1711 FAX04(2995)1052

・東京障害者職業能力開発校

対 象 職業的自立が見込まれ、1日8時限の訓練を受けられる方。介助支援がある方はご相談ください。実務作業科は療育手帳を持つ軽度知的障害者が対象、職域開発系は精神障害者又は発達障害者の方が対象です。

訓練科目 就業支援科、職域開発科、調理・清掃サービス科、オフィスワーク科、ビジネスアプリ開発科、ビジネス総合事務科、グラフィックDTP科、ものづくり技術科、建築CAD科、製パン科、実務作業科、OA事務科

問い合わせ 東京障害者職業能力開発校 東京都小平市小川西町2-34-1

☎042(341)1411 FAX042(341)1451

障害者委託職業訓練

障害者の雇用を促進するため、県内の企業やNPO法人、民間教育訓練機関等に委託をして実施する職業訓練です。

募集講座 実践能力習得コース、知識・技能習得コース

応募方法 受講希望書に必要事項を記入し(管轄公共職業安定所の記載も含む)、埼玉県立職業能力開発センターへ郵送または持参ください。

費 用 受講料無料(教科書代、交通費、保険料等は自己負担)

問い合わせ 埼玉県立職業能力開発センター さいたま市北区榴引町2-499-11

☎048(651)3136 FAX048(651)3114

ヘレン・ケラー学院盲学生技能習得訓練委託制度

ヘレン・ケラー学院であんま・マッサージ・指圧師、はり師及びきゅう師の資格を取得する場合、埼玉県で授業料及び教材費を負担します。

対 象 義務教育を終了した視覚障害(身体障害者手帳所持者)

問い合わせ ヘレン・ケラー学院 東京都新宿区大久保3-14-20 ☎03(3200)0525

7 就労

日本視覚障害者職能開発センター(東京ワークショップ)

視覚障害者が事務的職種につけるよう訓練を行います。

対 象 身体障害者手帳(視覚障害)所持者で高卒程度の学力があり通所可能な人
訓練科目 O A実務科
費 用 利用料無料
問い合わせ 日本視覚障害者職能開発センター東京ワークショップ
東京都新宿区四谷本塩町 2-5 ☎03(3341)0900 FAX03(3341)0967

就職をするために

雇用保険法による失業給付

雇用保険に加入している障害者が離職された場合は、失業給付(基本手当)の給付日数は、下表のとおり手厚くなっています。

障害者等の就職困難者の所定給付日数

被保険者(週 20 時間以上の労働者)の算定期間		
	半年以上 1 年未満	1 年以上
45 歳未満	150 日	300 日
45～65 歳未満		360 日

基本手当額 基本手当日額×失業認定期間(上限：所定給付日数)

問い合わせ 大宮公共職業安定所(ハローワーク大宮) さいたま市大宮区大成町 1-525
☎048(667)8609 FAX048(651)0331

就職資金の貸付

生活福祉資金として、技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費または就職、技能習得等の支度に必要な経費を貸し付けます。(詳しくは「生活福祉資金」(47 ページ)参照)

就職支度金

就労移行支援や就労継続支援等を利用し、就職または自営により自立した方に対し、就職支度金を支給することにより、就職に向けての準備を支援します。

対 象 就労移行支援または就労継続支援の利用を終了し、就職または自営により自立しようとする者
※これまでに、就職支度金の支給を受けたことがない者に限ります
支 給 額 上限 2 万円
洋服類(スーツ、作業着等)、履物等の就職の準備として必要な物品の購入代金
問い合わせ 障害福祉課(市役所 2 階) ☎048(775)5122 FAX048(776)8872

7 就労

更生訓練費

更生訓練費は、障害のある方の社会復帰の促進を図ることを目的とした制度です。生活保護を受けている方等が自立訓練または就労移行支援を利用している場合に、更生訓練費を支給します。

- 対 象 者 自立訓練、就労移行支援を利用している方で次のいずれかに該当する方
- ①生活保護を受けている方
 - ②中国残留邦人支援法による支援を受けている方

支 給 額

訓練に従事した日数の区分		訓練に従事した日数 が 15 日以上の場合 (月額)	訓練に従事した日数 が 15 日未満の場合 (月額)
事業の区分			
ア	就労移行支援(あんま、はり、きゅう科)	14, 800 円	7, 400 円
イ	就労移行支援(あんま、はり、きゅう科を 除く。)	3, 150 円	1, 600 円
ウ	自立訓練		

問い合わせ 障害福祉課(市役所 2 階) ☎048(775)5122 FAX048(776)8872

障害者を雇用する事業主へ雇用助成

障害者雇用率について

「障害者の雇用の促進等に関する法律」では、障害者雇用率制度が設けられており、事業主等は一定率以上の障害者を雇用しなければならないこととされています。

法人・機関名	雇用率
一般の民間企業(常用労働者数 40 人以上の企業)	2. 5 %
特殊法人等(常用労働者数が 40 人以上の企業、特殊法人及び独立行政法人)	2. 8 %
国・地方公共団体(職員数が 40 人以上の機関)	2. 8 %
都道府県等の教育委員会(職員数が 42 人以上の機関)	2. 7 %

問い合わせ 大宮公共職業安定所(ハローワーク大宮) さいたま市大宮区大成町 1-525
☎048(667)8609 FAX048(651)0331

特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者コース)

身体障害者、知的障害者または精神障害者等の就職困難者をハローワーク等の紹介により、継続して雇用する労働者(雇用保険の一般被保険者)として雇い入れる事業主に対して、助成金を支給する制度です。

申 請 先 事業主の所在を管轄するハローワーク(公共職業安定所)

問い合わせ 大宮公共職業安定所(ハローワーク大宮) さいたま市大宮区大成町 1-525
☎048(667)8609 FAX048(651)0331

7 就労

特定求職者雇用開発助成金(発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース)

障害者手帳を持たない発達障害や難病のある方を雇い入れる事業主に対して助成し、発達障害や難病のある方の雇用と職場定着を促進するための制度です。

申請先 事業主の所在を管轄するハローワーク(公共職業安定所)

問い合わせ 大宮公共職業安定所(ハローワーク大宮) さいたま市大宮区大成町 1-525

☎048(667)8609 FAX048(651)0331

障害者トライアル雇用

ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等を通し、トライアル雇用制度を利用して企業で就労することができます。障害者トライアル雇用制度では期間は原則3カ月間(精神障害者の場合は最大12カ月間)となり、トライアル雇用期間中にその職業に対する自身の適正を判断することができます。トライアル雇用期間中は雇い入れ企業に対して一定の条件のもとに助成金が交付されます。

問い合わせ 大宮公共職業安定所(ハローワーク大宮) さいたま市大宮区大成町 1-525

☎048(667)8609 FAX048(651)0331

障害者雇用納付金制度

障害者を雇用するには、作業施設や設備の改善、職場環境の整備、特別の雇用管理等が必要とされることが多く、経済的負担が伴うことから、雇用義務を履行している事業主と履行していない事業主とではその経済的負担に差が生じることとなります。その経済的負担の差の調整を図るとともに、障害者を雇用する事業主に対して助成、援助を行うための制度です。法定障害者雇用率(2.5%)に満たない事業主は障害者雇用納付金を納付する義務があります。また法定障害者雇用率を超えている事業主は障害者雇用調整金や助成金を受け取ることができます。

問い合わせ 埼玉職業能力開発促進センター 埼玉支部

さいたま市緑区原山 2-18-8 ☎048(813)1112 FAX048(813)1114

その他の制度

障害者を雇用するために事業主が職場環境を整備したり、適切な雇用管理を実施したりするための費用を助成するために各種助成制度があります。

問い合わせ 大宮公共職業安定所(ハローワーク大宮) さいたま市大宮区大成町 1-525

☎048(667)8609 FAX048(651)0331